

**美唄市一般廃棄物最終処分場・美唄市生ごみ堆肥化施設・
美唄市一般廃棄物ストックヤード
指定管理者募集要項**

美唄市では、美唄市一般廃棄物最終処分場、美唄市生ごみ堆肥化施設及び美唄市一般廃棄物ストックヤードの管理運営について、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的な運営を図るため、3施設を一体とした指定管理者制度を導入しています。3施設の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、次期指定管理者(以下「指定管理者」という。)となる団体を次のとおり公募します。

1 施設の概要

施設の名称	美唄市一般廃棄物最終処分場
施設の所在地	美唄市字茶志内2658番2他
施設の設置目的	排出される一般廃棄物を埋立処理することで、快適で衛生的な住民の生活環境を保全することを目的として設置する。
施設の概要	建物構造 ①浸出水処理施設 1階 鉄骨一部2階建て 地下 鉄筋コンクリート造 ②埋立前処理施設 鉄骨造平屋建て 建築面積 ①浸出水処理施設 939㎡ ②埋立前処理施設 462㎡ 埋立面積 17,300㎡ 埋立容量 140,400㎥ 埋立期間 平成19年度～令和19年度(30年間) 埋立構造 準好気性埋立 遮水方式 二重シート構造(電氣的漏水感知システム) 埋立対象物 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・し尿処理汚泥等 主要施設 浸出水処理施設・埋立前処理施設・車庫棟A・車庫棟B ①浸出水処理施設 処理能力 90㎥／日 処理方式

	・ 水処理：生物処理(硝化・窒素)＋凝集沈下 ＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒 ・ 汚泥処理：汚泥重力濃縮＋遠心脱水 ②埋立前処理施設 処理能力 4.9 t／日 処理方式 ・ 低速回転式破砕機(二軸式)＋選別機(鉄類) 処理対象物 不燃ごみ、粗大ごみ
--	---

施設の名称	美唄市生ごみ堆肥化施設
施設の所在地	美唄市字茶志内2658-2他
施設の設置目的	生ごみを資源としてとらえ、堆肥として土に返すことはごみの減量化と再資源化を推進することとなることから、家庭及び事業所から排出される生ごみを収集し、堆肥化施設において堆肥を製造する。
施設の概要	建 物 構 造 鉄骨造平屋建て 建 築 面 積 1,486㎡ 施 設 の 種 類 ごみ処理施設(高速堆肥化施設) 処 理 対 象 物 家庭系生ごみ(事業系生ごみを含む) 堆肥化(発酵)方式 堆積方式通気型 処 理 規 模 7トン／日 施 設 稼 働 6日／週 堆肥の製造量 生ごみ処理量 約2,000トン／年に対して 堆肥量200トン／年以上

施設の名称	美唄市一般廃棄物ストックヤード
施設の所在地	美唄市字茶志内2658-2
施設の設置目的	燃やせるごみを岩見沢市の中間処理施設において広域で焼却処理するにあたり、燃やせるごみを一時保管するための美唄市一般廃棄物ストックヤードを設置します。
施設の概要	建 物 構 造 鉄骨造平屋建て 建 築 面 積 196㎡ 施 設 の 種 類 保管施設 処 理 対 象 物 燃やせるごみ及び粗大ごみ

2 指定予定期間

指定予定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認められる場合は、指定期間の途中において指定を取り消すことがあります。

3 応募資格

(1) 法人またはその他の団体(以下「法人等」という。)、もしくはそのグループ。

(2) 次に該当する法人等は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者。
- ③ 美唄市から指名停止処分を受けている者。
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者。
- ⑤ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当する者。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条第4項に規定する暴力団関係事業者。
- ⑦ 本市に本・支店または営業所、事業所等を有していない者。
- ⑧ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、本市に本店、支店、営業所等を有する法人等にあつては、法人市民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

(3) 施設を管理する上で必要な次の資格等を有していること。

- ① 廃棄物処理施設技術管理者(最終処分場技術管理士、破碎・リサイクル施設技術管理士・有機性廃棄物資源化施設技術管理士)
- ② 危険物取扱主任者(乙種4類)
- ③ 酸素欠乏危険作業主任者
- ④ 車両系建設機械運転技術者
- ⑤ 大型自動車運転免許

この他に、その他機械等の取り扱いに対応できる知識と経験を有すること。

(4) グループ応募の場合の条件

市民サービスの向上または業務の効率的実施を図るうえで必要な場合は複数のグループで応募することができます。ただし、構成団体のすべてが上記の要件を満たしている必要があり、また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、条件として、次の事項が付加されます。

- ① 代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。

- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。

4 応募受付期間

(1) 応募受付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年10月2日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)(郵送不可)

(2) 応募受付場所

美唄市市民部生活環境課環境係

(3) 応募受付時間

午前9時から午後5時まで

※募集要項は美唄市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.bibai.hokkaido.co.jp/>

5 説明会

- (1) 現地説明会は実施しません。
- (2) 施設内容及び業務内容は本要項のほか、美唄市一般廃棄物最終処分場・美唄市生ごみ堆肥化施設・美唄市一般廃棄物ストックヤード指定管理者仕様書を配布します。
- (3) 不明な点は次の「6 質問」により質問事項として受理し、担当課から回答します。
(必ずFAX又は電子メールで提出してください。)

6 質問

(1) 受付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月28日(木)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(2) 受付方法

FAX又は電子メールで、下記「14 その他」(6)応募書類の提出先まで提出してください。

(3) 回答方法

質問者及び申込者にFAX又は電子メールで回答します。

※電話での質問は受け付けません。

7 応募の際に提出する書類

下記の書類をA4縦型とし、正・副2部を持参の方法により提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(添付書類含む。)

- (2) 当該団体の設置趣旨、概要がわかる書類(パンフレット等)
- (3) 宣誓書
- (4) 役員の名簿
- (5) 指定管理者事業計画書
- (6) 収支計画書、収支計画書積算内訳書
- (7) 定款、寄付行為、規約等(法人以外の団体にあつては、これらに類する書類)
- (8) 登記簿謄本(法人の場合)
- (9) 印鑑証明書
- (10) 当該団体の事業計画書、収支予算書(申請書提出日の属する事業年度のもの)
- (11) 当該団体の事業実績報告書、収支決算書(貸借対照表、損益計算書等で申請書提出日の属する事業年度の前年度のもの)
- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、本市に本店、支店、営業所等を有する法人等にあつては、法人市民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(過去1年分)なお、納税義務がない場合はその旨の申立書。

※その他資料の提出を求める場合があります。

※提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

※指定管理者の候補者を選定する際の公文書は、美唄市情報公開条例に基づく情報公開請求があつた場合、美唄市情報公開条例及び美唄市指定管理者選定情報に係る情報公開基準に関する要綱により公開とします。

8 選定の基準

選定に当たっては、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する基準を基本に次のような観点から審査を行います。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 収支計画書の内容が、公の施設の管理費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他市長等が別に定める事項(地元雇用・市内発注、地域活動への参加等)

9 管理の基準

管理時間及び休場日

美唄市一般廃棄物最終処分場、美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般廃棄物ストックヤード

①管理時間 午前8時15分～午後5時15分

②休場日 日曜日・年末年始(12月31日午後～翌年1月3日まで)

10 管理業務の範囲及び具体的内容

- (1) 施設の管理に関する基本的な考え方

管理運営は、下記の項目に沿って行うこと。

- ① 施設の設置理念に基づき、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- ② 公平性の維持、個人情報の保護を徹底すること。
- ③ 効果的かつ効率的な管理を行い、経費縮減に努めること。
- ④ 施設の主要業務は、再委託しないこと。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合は、この限りではない。

(2) 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、仕様書のほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ③ 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成3年条例第5号)
- ④ 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第14号)
- ⑤ 美唄市一般廃棄物処理施設条例(平成18年条例第34号)
- ⑥ 施設の設置条例及び施行規則
- ⑦ 美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第15号)
- ⑧ 美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年6月29日規則第24号)
- ⑨ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護に関する法令
- ⑩ 美唄市情報公開条例(平成11年条例第1号)
- ⑪ 美唄市行政手続条例(平成9年条例第1号)
- ⑫ その他関係法令・規定等

※指定期間中に上記法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

(3) 指定管理者が行う主要業務

- ① 美唄市一般廃棄物最終処分場
 - ・一般廃棄物の受け入れ処理に関すること。
 - ・美唄市一般廃棄物処理場の維持及び管理に関すること。
- ② 美唄市生ごみ堆肥化施設
 - ・一般廃棄物(生ごみ)の受け入れ処理に関すること。
 - ・美唄市生ごみ堆肥化施設の維持及び管理に関すること。
- ③ 美唄市一般廃棄物ストックヤード
 - ・一般廃棄物(燃やせるごみ等)の受け入れ処理に関すること。
 - ・燃やせるごみ等を岩見沢市の焼却施設に運搬すること。
 - ・美唄市一般廃棄物ストックヤードの維持及び管理に関すること。

(4) 指示事項

- ① 指定管理者は、主要業務をはじめとする各業務の重要性を十分に認識し、善良な管理者の注意義務をもって、適正な業務遂行に努めること。
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令を遵守し、

適正に業務を行うこと。

- ③ 効果的かつ効率的な管理を行い、管理運営費の縮減に努めること。
- ④ 毎日及び毎月の業務内容について、業務完了後速やかに報告書を作成し、市に提出すること。
- ⑤ 個人情報の取扱いに注意すること。また、業務遂行上に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- ⑥ 配置職員のうち、いずれかの者が廃棄物処理施設技術管理者(最終処分場技術管理士、破碎・リサイクル施設技術管理士・有機性廃棄物資源化施設技術管理士)、危険物取扱主任者(乙種4類)、酸素欠乏危険作業主任者、車両系建設機械運転技術者、大型自動車運転免許の資格を有していることとし、その他機械等の取扱いに対応できる知識と経験を有すること。
- ⑦ 美唄市一般廃棄物最終処分場、美唄市生ごみ堆肥化施設及び美唄市一般廃棄物ストックヤードの管理運営に関わる職員の登録名簿及び資格ごとに有資格者を記載した書類を提出するものとする。登録する職員の交替があった場合も同様とする。
- ⑧ 各消耗品等の管理及び使用について、施設の管理のみに使用し、その出納を記録し、在庫を明らかにし、常に適正な在庫量を維持するよう努めなければならない。
- ⑨ 制服・名札を着用し、職務に専念するとともに、言動等に十分注意すること。
- ⑩ 名目の如何に問わず、使用者等から金品を受領しないこと。
- ⑪ 使用者及び周辺住民等の意見・苦情等に誠意をもって対応すること。
- ⑫ 業務体制は、施設の管理運営に支障がないよう定めること。
- ⑬ 事故防止に努めること。事故等が発生した場合は、適切な処置を講ずるとともに、市に速やかに報告し、指示を受けること。
- ⑭ 緊急対策及び防災対策について、マニュアルを作成し職員に指導を行うこと。また、防火管理者を置き、消防計画を作成すること。
- ⑮ 美唄市内における雇用の確保及び障がい者雇用に努めること。
- ⑯ 省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、リサイクルの推進や適正処理に努めること。

(5) 業務の具体的内容

- ① 施設の運営及び維持管理に関すること。

ア 職員に関すること。

- ・施設の適正な管理運転をするため、従事職員8名以上を施設内に配置させて業務を行うこと。
- ・職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう定めること。
- ・職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

イ 適正な管理運営のため、施設内の一切の機械、器具、設備(施設内外の清掃、草刈、

除雪等の作業を含む。)の管理を行うこと。

ウ 機械設備、電気設備を含む装置全般にわたって実施する日常管理業務及び日常巡視点検業務を次のとおり行うこと。

- ・ 各種設備の運転調整操作及び監視番の監視
- ・ 各種設備の稼働状況、機能の点検、調整
- ・ 各種電気設備の作動状況、機能の点検、調整
- ・ 各種計測器類の点検調整、記録、指示値の確認
- ・ 負荷状況に対する注意及び対策
- ・ 各種設備の外部汚損、損傷の点検
- ・ 機械類の回転部、可動部の漏油、点検、油交換
- ・ 施設の敷地及び場内の清掃
- ・ 防災調整池の管理
- ・ 調整槽の保守点検
- ・ 薬品類の調合及び充填
- ・ 各種消耗品の在庫管理
- ・ 軽微な補修
- ・ 爆発物の対策
- ・ 搬入車両の誘導業務
- ・ 使用料徴収及び収納業務(日報及び料金徴収集計表の提出)
- ・ 不適正物収集運搬に対する報告

② 事業に関すること

ア 美唄市一般廃棄物最終処分場

- ・ 計画に基づく処分地の覆土(即日覆土・中間覆土・最終覆土)、整地業務
- ・ 処分地計画使用期間を維持するための管理業務(処分地延命化に係る施策の実施)
- ・ 搬入された不燃物からの小型家電類の選別・保管業務
- ・ 搬入された使用済み自転車から修理による再利用可能な自転車の選別・整備・保管

イ 美唄市生ごみ堆肥化施設

- ・ ごみ収集車及び自己搬入車両からの生ごみ受入対応
- ・ 施設内で使用するもみ殻の調達・管理
- ・ 搬入された生ごみともみがら等の副資材を使用した堆肥の製造
- ・ 製造した堆肥の袋詰め、引渡し及び運搬
- ・ 残渣物を美唄市一般廃棄物最終処分場及び美唄市一般廃棄物ストックヤードに搬出

ウ 美唄市一般廃棄物ストックヤード

- ・ ごみ収集車及び自己搬入車両からの燃やせるごみ等受入対応
- ・ 施設に搬入された一般廃棄物(可燃ごみ)の集積・保管
- ・ 保管した廃棄物を運搬車両へ積込
- ・ 燃やせるごみ等を岩見沢市ごみ広域焼却施設へ運搬
- ・ 岩見沢市ごみ広域焼却施設において発生した焼却灰をエコの丘びばいへ搬入

③ 使用料の収納

地方自治法施行令 158 条により指定管理者に徴収及び収納を委託します。

11 経費等

- (1) 施設の管理経費及び事業費は、予算範囲内で執行すること。
- (2) 各支出は、貴団体の積算予算額の範囲で執行すること。
- (3) 事業報告は、毎年度終了後 60 日以内に行うこと。

(4) 市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

12 指定管理者に支払う委託料

市は指定管理者に対して、管理業務に必要な経費を予算の範囲内で委託料(指定管理費)として、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に払います。支払時期や支払い方等の詳細は別途協議します。委託料(指定管理費)は、市予算確定後に予算の範囲内で協議により決定します。その際改めて収支計画書の提出を求めることもあります。過去3年間の委託料(指定管理費)は別添参考資料のとおりです。

管理業務を適切に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補てんは行いません。

ただし、経済状況の激変その他特別な事情が生じた場合は、協議により対価の変更を行うことが可能です。

13 選定の方法

(1) 第1次審査(書類審査)

- ① 通知日時 令和5年10月中旬
- ② 通知方法 郵送にて通知

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第1次審査合格者から美唄市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という)に対して提案内容に関するプレゼンテーションを行います。また、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを行います。その結果に基づき、選定委員会が「8 選定の基準」に照らして総合的に判断し、指定管理者として最も適当な団体を選定します。

- ① 開催日時 令和5年11月中旬
- ② 開催場所 美唄市役所(開催日時が決定次第お知らせします。)
- ③ 審査結果通知日時 令和5年11月中旬
- ④ 通知方法 郵送にて通知

14 その他

(1) 応募の撤回、応募書類の修正について

応募の撤回、応募書類の修正はできません。(軽微な修正は除く)

(2) 指定手続きについて

指定管理者は、美唄市議会の議決を経て指定されることになりますので、議決後速やかに通知いたします。

(3) 協定の締結

市と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項について協議のうえ、美唄市一般廃棄

物最終処分場、美唄市生ごみ堆肥化施設及び美唄市一般廃棄物ストックヤードの管理に関し、協定を締結します。

① 明記する事項

- ア 事業計画に関する事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 美唄市が支払う管理費用に関する事項
- エ 管理の実施にあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ モニタリングに関する事項
- キ その他市長等が定める事項等

② 協定事項の協議

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、または記載していない事項が生じた場合は、美唄市と指定管理者は協議のうえ決定することとします。

(4) 業務関連の保険の加入について

① 第三者の損害

施設賠償責任保険等、適切な保険に加入してください。

② 施設及び設備の損害

指定管理者の故意又は過失により生ずる賠償責任に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

(5) 応募書類の著作権の帰属

応募者が提出した申込書類の著作権は、それぞれの申込者に帰属します。なお、本市が公表等必要と認めるときは、申込書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(6) 応募書類の提出先及び提出部数

提出先 美唄市市民部生活環境課環境係

提出部数 正・副2部

〒072－8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

T E L 0126－62－3145(直通)

F A X 0126－62－1088(代表)

電子メールアドレス kankyou@city.bibai.lg.jp

(7) リスク分担表

項 目	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
法令・関連制度等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令及び関連制度の変更	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○

不可抗力	自然災害による業務の変更、中止、延期等	○	
第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害		○
	上記以外の時	○	
事業の 中止・延期	設置者の事由により、業務の全部又は一部を中止、延期をした時	○	
資金調達	運営上必要な投資、資金の確保		○
書類の錯誤	市が作成した書類に起因するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に起因するもの		○
申請コスト	申請に要する費用		○
需要変動	利用者の減少による収入減		○
損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた時		○
施設・設備の 損傷	施設本体の経年劣化等によるもので、小規模(軽微)なもの		○
	施設本体の経年劣化等によるもので、大規模なもの	○	
備品の損傷	市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	指定管理者の管理の瑕疵によるもの・指定管理者の取得したもの		○
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等		○
	施設本体の改修等による臨時休館等	○	
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
業務引継ぎ	指定期間の終了又は指定の取消に伴う業務引継経費		○
原状回復	指定期間の終了又は指定の取消に伴う原状回復		○
保険の加入	施設の設置に関するもの(火災保険)	○	
	自主事業に関するもの		○
セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの		○
	上記以外の時	○	
周辺地域・住民、施設利用者への対応	施設利用者及び地域住民からの苦情対応・地域との協働		○
	上記以外のもの	○	

